

福井県屋外広告物条例 禁止地域指定の概要

■ 禁止地域を指定する目的

舞鶴若狭自動車道が全線開通し、平成26年度には中部縦貫自動車道の福井北ジャンクションが完成するなど、本県における高速交通体系が進展することに伴い、利用者の増加が予想される若狭湾や白山連峰が眺望できる観光ルートのご良好な景観形成を推進する。

■ 新たに禁止地域に指定する路線

- 若狭湾や白山連峰が眺望できる下記の観光ルート
 - ・ 一般国道162号（小浜市、若狭町）
 - ・ 一般国道416号（永平寺町）

■ 新たに禁止地域となる範囲

- ・ 上記各道路および各道路の両側300m（別添の図面参照）

■ 施行日

- ・ 平成27年3月1日

■ 経過措置

- ・ 禁止地域を指定する前に許可を受けて設置された広告物については、禁止地域指定後原則として6年を経過する日までは、引き続き更新許可を受けることが可能